

能美市粗大ごみ有料戸別収集業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が実施する粗大ごみ有料戸別収集業務の円滑な推進を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において「粗大ごみ」とは、能美市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成17年能美市規則第74号)別表に規定するものをいう。

(戸別収集の申込み及び収集日)

第3条 粗大ごみ有料戸別収集(以下「戸別収集」という。)の利用者は、あらかじめ電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)、電話その他の市長が認める方法により生活環境課に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込み(電子情報処理組織によるものを除く。以下この項において同じ。)は、午前8時30分から午後5時15分までに行わなければならない。ただし、能美市の休日を定める条例(平成17年能美市条例第2号)第1条第1項に定める休日である場合は、申込みを行うことができない。

3 戸別収集を行う粗大ごみは、第1項の申込時に申告した品目及び個数とする。

4 戸別収集は、根上地区、寺井地区及び辰口地区において、それぞれ毎月2回とし、その収集日は、市長があらかじめ定める日とする。

5 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に戸別収集を行い、又は行わないことができるものとする。

(取扱個数の制限)

第4条 戸別収集で取扱う粗大ごみの個数は、1世帯につき1回当たり5点を限度とする。

(粗大ごみ処理券の取得)

第5条 戸別収集の利用者は、能美市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成17年能美市条例第113号)第36条の4に規定する売りさばき人又は生活環境課、寺井サービスセンター若しくは根上サービスセンターにおいて能美市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則別表に規定する品目に応じた金額の粗大ごみ処理券を取得するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織による申込みをした場合においてキャッシュレス決済により手数料を支払うときは、電子情報処理組織から粗大ごみ処理券を取得するものとする。

(戸別収集の場所及び方法)

第6条 戸別収集の利用者は、第3条第4項に規定する収集日の午前8時30分までに、玄関先等に粗大ごみを搬出しなければならない。ただし、利用者が個別に粗大ごみを収集する業者に家の中からの搬出を委託するときは、この限りでない。

- 2 戸別収集の利用者は、前条の規定により取得した粗大ごみ処理券を搬出する粗大ごみ1点ごとに貼り付けなければならない。ただし、電子情報処理組織により粗大ごみ処理券を取得したときは、粗大ごみ処理券に代えて、受付番号を記載した任意のものを貼り付けることができるものとする。

(再利用)

第7条 戸別収集を行った粗大ごみのうち、状態の良いものは、市において再利用できるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和6年11月28日告示第127号)

この告示は、令和7年1月6日から施行する。